

書評

し、日本で語られるそれは、いじめや過労死、家庭内離婚、介護問題等個人の病理的現象であり、〈近代家族〉モデルを搖るがるものではなく、欧米とは一定の距離があるとする。この場合欧米の「家族危機」論が尺度であることは否めない。しかし、〈近代家族〉モデルが容易に搖るがないことこそが日本の危機ではなかろうか。企業の論理、ジェンダー規範、「伝統的共同体意識」が組んずほぐれつして日本型〈近代家族〉の安定化装置として全社会的に機能しているため、そこから逃れたくても逃れられず問題が内訌化するメカニズムが近代から現代にも続いているのではないか。著者が提起したジェンダーアプローチこそ、このプロセスを解明し「見えない」現代日本の家族危機に光を与えることができるのではなかろうか。著者の今後の実証研究の積み上げに、この点を期待したい。

(ミネルヴァ書房・1995年11月刊・3,500円)

(北海道教育大助教授)

坂本重雄・山脇貞司編著

『高齢者介護の政策課題』

浜岡 政好

本書は静岡大学のスタッフを中心とする静岡大学地域保健・福祉研究会が7年間にわたって高齢者介護の問題に取り組んできた共同研究の成果である。この共同研究グループはすでに『高齢者生活保障の法と政策』(坂本・山脇編著、多賀出版刊、1993年2月)を上梓しており、本書では前著で取り上げられなかった「高齢者保健・医療の側面」の政策課題に切り込むことが企図されている。この共同研究には、単に高齢者介

護のさまざまな仕組みを検討し、政策批判を行うだけでなく、高齢者のケア体制を確立するには、「社会の仕組みのありよう」の見直し、すなわち「わが国が明治以来歩み続けてきた産業優先・生産優先の社会から決別し、人間のくらしや社会的に弱い立場に置かれてる人たちを大事にする社会をつくっていく」という基本的視点が据えられている。

本書は大きく8部から構成されている。第1部には「保健・医療・福祉政策の基本的課題」を取り扱っている諸論考が配置されている。これらの各論考では、現在進められている政府の高齢者介護政策、または福祉政策の検討を通して、公的介護保険の導入、保健福祉行政における地方分権、費用負担の公平性、在宅福祉サービスの公的責任などのいずれにおいても、標榜されている理念とは逆に権利性の拡大や実質的参加、公平性などが損なわれかねないことを摘出している。これは国の財源保障の責任を全体的に後退させながら、保健・医療・福祉の「連携」の名の下に「他分野へ責任転嫁」させるという方策をとっているからである。したがって、ここでは国または地方自治体における行財政システムの民主化の課題が浮き彫りにされている。

第2部では政府の高齢者保健福祉政策が地域社会においてどのように展開しているかという問題意識で、医療・保健活動の地域比較(静岡県と長野県)、静岡県内のデイサービスセンターの整備状況、在宅要介護老人の事例分析、静岡市を事例にした高齢者保健福祉計画の実施にともなう財政状況などが取り上げられている。ここでは住民の自発的活動の力量が地域の医療・保健の水準を左右することが析出されている。また実態調査を通じて住民の「福祉に対する偏見」が福祉諸サービスの利用を妨げているなどの興味深い事実も明らかにされている。

第3部ではスウェーデン、フランス、イギリスの在宅介護政策とヨーロッパ生活労働諸条件改善財団による「在宅介護者のためのヨーロッパ勧告」の紹介がなされている。スウェーデンにおける保健・医療・福祉行政の分権化に向けての改革の状況、フランスの高齢者介護政策の現況、イギリスでの在宅介護者の実態やそれに対する各種対策の現状などが取り上げられており、日本の高齢者に対する保健・医療・福祉政策のあり方を考える時に参考になる活動も少なくない。特に、分権化におけるナショナルミニマムの確保と地方自治の強化との調整の仕方については、今後の日本における分権化を推進する際に直面する課題とその解決の方向性を示唆しているように思われる。

また日本においては在宅介護者の問題は家族介護の一側面として取り上げられることが多く、専門的な介護スタッフと並ぶ、1つの独立した社会的カテゴリーとして取り上げられることは少ない。家族問題や私的な営みとしてではなく、在宅介護者をこのように施設等の専門的介護スタッフと並ぶ社会的活動の担い手として明確に位置づければ、それに対する支援はいっそう社会的性格を持ったものとして位置づけることが可能になる。「介護手当」の拡充の問題なども専門的スタッフの賃金との対応関係が論議できるようになるものと思われる。以上、350頁を超える大部の著作を評者の関心にそってごく短くまとめてみた。補論を含め16の論考からはそれぞれ多くの示唆を受けた。日頃、労働・生活に関する政策批判や生活実態調査を手がけている者として、共感を持ちながら読むことができた。

とはいって、『高齢者介護の政策課題』という本書のタイトルとの関連では、もう少し取り上げるポイントをしづり、争点を明確にして構成すべきではなかったかという感がする。また「政

策課題」の受け止め方も論者によってかなりの差異がある。これは共同研究メンバーの専門性や個人的研究関心に配慮したためと思われるが、そのために「高齢者介護の政策課題」というメインテーマに沿って読み通そうとすると、かなりの努力を強いられる構成になっている。

もう1つの注文は第2部の地域研究が対象としている静岡県の位置づけなり、またはそこを取り上げることの介護政策課題との関連性や意味があまり明示的に示されていないことの問題である。介護政策において静岡県を研究対象に据えることにどのような一般的な意味があるのか。この点を積極的に提示すれば、第2部の分析と第1部の全体的な政策批判との関連性がもっと理解しやすくなる。さらに第1部の政策批判のリアリティーが一層増すことになったと思われる。

最後に、評者も含めた今後の研究課題として、政策批判の仕方にかかわる問題を取り上げることにする。すでに紹介したように本書は個々の政策を批判するだけでなく、「社会の仕組みのありよう」の転換まで視野に入れた政策批判を構想している。こうした政策批判の仕方は評者も大いに同感するが、「社会の仕組み」の見直しを含む政策批判をより説得力を持つものとして琢磨していくには、いくつかの課題があるようと思われる。

その1つは「人間の暮らしや社会的に弱い立場におかれている人たちを大事にする社会」を作るという政策理念や価値判断の現実的説得力を増進させるという政策の前提条件を作り出す課題である。社会保障制度審議会の95年勧告を含めて、理念や価値レベルでのせめぎ合いが熾烈に行われており、政策以前の領域での国民的合意形成のイニシアティブを発揮することが重要になっている。そのためには勤労国民の生活

書評・新刊紹介

実態を調査等を通して明らかにし、そうした社会的事実を共有する活動を進める必要がある。それは国民生活の実態についての共通認識こそが、上記の生活や社会的弱者を大事にする政策理念のリアリティの担保になるからである。

2つは、現実の政策決定過程における影響力をどのように發揮するかである。現在のように国政レベルにおいて対抗的政策を推進する政治的勢力が弱い場合には、ラジカルな政策批判はかえってリアリティを失うかのように見える。公的介護保障制度の財源論における租税方式か社会保険方式かの論議などはその一例といえる。また地方自治体のレベルでは国レベルの政策の枠組みが前提となって、改革的な政策批判がかえって空論と見なされることもある。したがって政策批判のリアリティを喪失させないためにには、国民生活重視や社会的弱者擁護の立場からのよりましな対抗的政策を絶えず用意することが求められる。

3つは総合的な政策批判力の形成の課題である。これまでの支配的な政策に対する政策批判は、絶えず部分的・一面的との誹りを受けて反

撃されてきた。政府などの政策立案セクションでも縦割り行政の悪癖によって政策全体の調整がうまくいっているわけではないが、それでも人や情報の交流、財政などを通じて調整が行われている。これに対してもう1つの「社会の仕組み」を展望した政策批判は、依然としてまだ部分的・個別的である。政党レベルでの『新・日本経済への提言 国民本位の日本経済再建の道』(日本共産党、新日本出版社刊)のような試みもあるが、大企業のシンクタンクを除けば、研究者グループもさまざまな運動体も対抗的な総合的政策を提示し得ていないように思われる。そのためには集団的・組織的な共同研究が必要になっている。

以上、本書に刺激されて、政策批判の課題のいくつかを思いつくままに書き連ねてきた。本書が高齢者介護政策に関心を寄せる多くの人々に読まれ、大いなる知的刺激となり、高齢者介護政策の前進に寄与することを期待して筆をおく。

(勁草書房・1996年3月刊・4,635円)

(常任理事・佛教大学教授)



坂本修・坂本福子著

『格闘としての裁判』

「格闘としての裁判」はまさに豊富な経験と深い本質的な洞察をもった名著である。私は総評初期の時代から法規対策、争議対策、組織部長などと長期に亘って担当してきたこともあって

坂本弁護士夫妻とはその登録時代からご交際を願っている。総評弁護団・全労連法対委員会でもお2人は貴重な存在である。

この著書の内容にふれてみたい。まず重要なことは「真実と虚偽」つまり労働裁判の本質をつらぬいていることである。私は死刑を含む松川事件を世界に類例のない大衆裁判闘争で被告・弁護団とともに完全勝利した経験をもつがこの勝利の要因に「科学性（虚偽と真実、先進性と大衆性、弁証法的理論構成、政治的謀略と物的証拠など）」を高く評価し総括をした。それが民主主義の金字塔をつくったのであると思っている。労働裁判はどの例をあげても結局は労